

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2第2項及び母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条に規定する業務を一体的に実施する和光市地域こども家庭センターを運営する委託事業者及び児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う委託事業者を公平かつ適正に選定するため、和光市官民連携事業基本指針(令和2年5月制定)の規定に基づき、和光市地域こども家庭センター及び地域子育て支援拠点事業運営業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織等)

第2条 委員会は、委員8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもあんしん部長
- (2) 企画部長
- (3) 福祉部長
- (4) 健康部長
- (5) 市内の保育所の長
- (6) 和光市立小学校の校長
- (7) 母子保健及び児童福祉等の知識経験を有する者

2 委員会に委員長を置き、子どもあんしん部長をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第3条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から令和9年3月31日までとする。

(選定)

第5条 委員会は、和光市官民連携事業基本指針に基づき、公平かつ公正な選定を行うものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、子どもあんしん部ネウボラ課において処理する。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。